

【重要】ウロコ商品券・ウロコプラスカード 払戻し手続きのご案内

ウロコ全店舗の営業終了（2026年2月28日）に伴い、未使用の商品券およびカードの払戻しを行います。資金決済法に基づき、期間内に所定の手続きが必要です。

対象は「商品券」と「プラスカード」

申出期間：2026年3月4日～7月31日

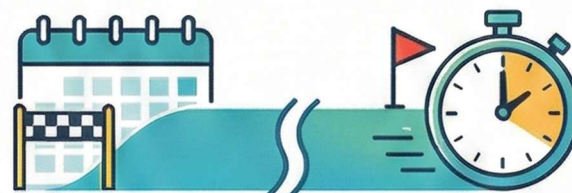


紙タイプの
ウロコ商品券



チャージ式の
ウロコプラスカード

紙タイプの商品券と、チャージ式の
プラスカードが対象です。



2026.3.4

2026.7.31



この期間を過ぎると、払戻し手続きから
除外されるためご注意ください。



期限外の申し出は不可

期限内の申し出が法律上の権利を
認定させる重要な条件となります。

払戻しの具体的な手続き



携帯電話からは
こちら



残高は事前に
スマホで確認可能

プラスカードの残高は、専
用のWEBページからスマー
トフォンで確認できます。



ウロコ本社窓口へ
現物を持参

伊達市松ヶ枝町40番地の
本社にて、カード・商品券
と引き換えに払戻します。



受付時間は
平日10:00～18:00

土日祝日および休業日は
受け付けていないため、訪
問日に注意が必要です。

お問い合わせ・受付場所

連絡先電話番号	0142-23-5497
受付場所	伊達市松ヶ枝町40番地（ウロコ本社）
対応時間	10:00～18:00（土日祝・休業日除く）

前払式支払手段の発行者 株式会社 ウロコ